

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com)) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介します目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースのトランザクション/M&A部担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス  
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、  
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の  
組織は分離独立した法的組織となっています。

## 2009 年度税制改正における 企業再生税制の改正について

2009 年度税制改正において、企業再生税制の見直しが行われ、Debt Equity Swap (DES) が債務免除による企業再生手法と同様に扱われることになりました。特に、DES により債務が消滅する債務者会社においては、資産の評価損益について期限切れ欠損金の利用が可能となるため、企業再生における DES の更なる活用が期待されています。

また、仮装経理により法人税額を過大に納付していた内国法人に一定の企業再生事由が生じた場合に還付請求を認める制度が設けられました。

本ニュースレターでは、これらの改正項目についてご説明いたします。

## 1. 資産の評価損益の計上・期限切れ欠損金の優先控除

### (1) 債務免除要件に DES を追加

民事再生法の再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合における、資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金(以下、「期限切れ欠損金」といいます。)の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件について見直しが行われました。

すなわち、債権のその債務者に対する現物出資による移転で、債務者に債務消滅益が生ずる事が見込まれるものについても、債務免除があった場合と同様の取り扱いとされました(改正法令 24 の 2 三、改正法規 8 の 6)。改正前においては、再生計画において債務免除が予定されておらず DES のみであった場合、DES を受けた債務者会社における資産の評価損益は損金(又は益金)不算入とされていました。改正後においては、資産の評価損益を損金(又は益金)に算入することが認められ、また、評価益(評価益から評価損を控除した後の残額)が生じる場合には、期限切れ欠損金を優先して控除することが認められました。

### (2) 評価損の対象資産に金銭債権を追加

会社更生法の更生計画認可の決定等の一定の事実が生じた場合の評価換えによる評価損ならびに民事再生法の再生計画の認可の決定その他これに準ずる一定の事実が生じた場合の評価換えによる評価損の対象資産に預金等(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権)が加えられました。

改正前においては、評価損の対象資産から預金等が除かれていましたが、改正後においては、この除外規定が削除され(改正法 33 、改正法令 68)、貸付金等の金銭債権についても評価損の計上が認められることになりました。

## 2. 会社更生法の規定による更正手続開始の決定があった場合等の還付の請求

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除・還付制度について、会社更生法の規定による更正手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理法人税額の還付を請求できるとする特例規定が設けられました。

すなわち、仮装経理法人税額<sup>1</sup>は各事業年度の所得に対する法人税額から順次控除され、一定の場合(解散した場合等)を除いて原則として還付されませんが(改正法 70 、134 の 2 )、この還付を受けられず順次控除の対象とされた仮装経理法人税額を有する内国法人において、次に掲げる事実が生じた場合には、その内国法人は、その事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理法人税額(既に還付されるべきこととなった金額及び順次控除された金額を除く。)の還付を請求することができることとされました(改正法 134 の 2 、改正法令 174 の 2 、改正法規 60 の 2 )。

会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の決定があったこと

民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと

、 に掲げる事実に基づき事実として次に掲げるもの

(i) 再生計画認可の決定に準ずる一定の事実

(ii) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして財務省令で定めるものがあつたこと( に掲げるものを除く)

<sup>1</sup> 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が、その事業年度の課税標準とされるべき所得の金額を超え、かつ、その超える金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長がその事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときにおける、「その事業年度の所得に対する法人税の額のうち内国法人が提出した確定申告書に記載された法人税の額として納付されたもののうち、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの」をいいます(改正法 134 の 2 連結法人に関する規定は説明の便宜上省略しております)。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

トランザクション/ M&A 部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	宮川和也	03-5251-2462	kazuya.miyakawa@jp.pwc.com
	佐野勝也	03-5251-2774	masaya.sano@jp.pwc.com
	久保田英夫	03-5251-2738	hideo.kubota@jp.pwc.com